

○広島修道大学既修得単位認定細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島修道大学学則第15条第4項の規定に基づき、広島修道大学（以下、「本学」という。）において行う既修得単位の認定に関し必要な事項を定める。

(認定方法)

第2条 既修得単位の認定は、所属する学部教授会の議を経て学長がこれを行う。

2 既修得単位の認定基準は、学部教授会において別に定める。

3 学部教授会は、入学する当該年次の本学の学則、学部履修細則、講義要項及び第4条に定める提出書類に基づき、学部教務委員会の議を経て既修得単位の本学における認定予定の授業科目名、単位数及び評価を決定する。

4 前項の規定にかかわらず、編入学又は学士入学した学生の既修得単位の認定は、学科又は専攻の区分別に編入学又は学士入学した者全員に対して同じ条件で一括して認定することができる。

(申請時期)

第3条 既修得単位の認定を受けようとする者（編入学及び学士入学を含む。）は、所定の期日までに申請しなければならない。

(提出書類)

第4条 既修得単位の認定を受けようとする者は、次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 既修得単位認定申請書
- (2) 成績証明書
- (3) 単位修得した大学等の規程（学則・履修細則等）
- (4) 単位修得した授業科目の内容を示す書類（講義要項等）
- (5) その他教授会において必要と認める書類（既修得単位説明書等）

(認定単位数)

第5条 既修得単位の認定単位数については、次のとおり定める。

- (1) 1年次に入学する者の既修得単位の認定単位数は、60単位を上限とする。ただし、本学において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、認定単位数の制限から除く。
- (2) 編入学又は学士入学する者の単位数については、学部教授会において決定する。

(修業年限)

第6条 既修得単位の認定にかかわらず、修業年限を短縮することはできない。

(その他必要事項)

第7条 その他既修得単位の単位認定に関する必要な事項については、学部教授会においてこれを定める。

(事務担当)

第8条 この細則に関する事務は、教学センターが担当する。

(細則の改廃)

第9条 この細則の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

#### 附 則

- 1 この細則は、1982年4月1日から施行し、1982年度以降の入学者に係わる既修得単位の認定から適用する。
- 2 この細則は、1995年5月11日に改正し、1995年4月1日から施行する。ただし、1994年度以前の学年次に編入学又は学士入学する者については、なお従前の例による。
- 3 この細則は、2002年3月7日に第1条及び第5条第1号を改正し、2002年4月1日から施行する。
- 4 この細則は、2002年11月7日に改正し、2003年4月1日から施行する。
- 5 この細則は、規程等整理の方針に基づき、2011年9月29日に改正し、同日から施行する。
- 6 この細則は、2015年9月3日に第8条を改正し、2015年10月1日から施行する。